

学生生活における留意事項

この留意事項は、学則・諸規程と共に、社会生活に直接関係し、学生として守らなければならないルールである。学生としての品位と誇りをもって行動し、自分自身はもちろん、日産校の名誉を傷つけ信用を失わせることのないように心掛ける。

学生証の携帯

「学生証」は本校の学生であることの証明書であるので、常に携帯し、大切に扱う。紛失したり汚損したりしたときは、学生窓口にて再発行手続を行う。

就学態度

就学態度は以下の項目を遵守する。

- ・予習、復習を日課とし、授業には積極的に参加する。
- ・授業中の私語、居眠り等は厳禁。（授業を欠席扱いとする）
- ・授業中（H Rを含む）のスマホの使用を禁止する。
- ・実習では車両、教材、機器、工具類の取扱方法の理解を十分深めるとともに、お客さまの車の扱い方を習得する。
- ・実習場に大きなカバン等、必要のない物を持ち込まない。
- ・教室内の飲食は禁止。机の上や足元に飲食物を置かない。
- ・飲食は定められた場所（食堂、休憩所）と時間で行う。
ただし、通学生は昼食のみH R教室を使用可（昼休み時間帯のみ）
- ・学校内でチューインガムは噛まない。
- ・昼休み、放課後以外は外出禁止とする。
- ・授業に不要な物は持ち込まない。

教材、工具、機器の取り扱い

- ・授業で取り扱う車両、教材、機器・工具類は大切に扱う。
- ・教材車両にはカバー類を取り付けて作業する。
- ・実習開始前および終了後に各機材を点検し、異常があった場合は担当教員に報告する。
- ・個人工具は、使用後員数等を確認する。また、持ち帰る場合は申請を行うこと。

挨拶の励行

相手（お客さま、教職員）からの挨拶を待つのではなく、自ら進んで（明るい笑顔で、元気に）挨拶する。

「日産販売会社 接客7つのキーワード」

- ・いらっしゃいませ、こんにちは。
- ・かしこまりました。
- ・少々お待ちくださいませ。
- ・大変お待たせいたしました。
- ・申し訳ございません。
- ・恐れ入ります。

・ありがとうございました。またお待ちしております。

※ホームルーム開始時・午前及び午後の最初の授業開始時には上記のあいさつ練習を行う

※学校への来客者に対しては、大きな声で挨拶をする。

朝なら「いらっしゃいませ、おはようございます。」

昼なら「いらっしゃいませ、こんにちは。」

夜なら「いらっしゃいませ、こんばんは。」

身だしなみ

学生は、本校の品位を汚すことがないよう、常にその服装、身だしなみ（頭髪、ひげ、爪）に留意し、装身具（指輪、ピアス・ネックレス・ブレスレット、ヘアバンド等）は安全上からも着用しない。腕時計については、実習授業中は外す。また、女子の長髪も巻き込み防止のため、実習時には結んでおく。

実習服、帽子、安全靴は整備士のユニフォームであり、正しく着用し汚さないように心がける。

【正しい実習服の着用】

- ・胸をはだけない。
- ・上半身は脱がない。
- ・フード付きの服は、実習服の中に着ない。
- ・ファスナーを正しい位置まで上げ、ボタン、マジックテープはかけておく。
- ・袖（そで）裾（すそ）まくりはしない。
(袖まくりは、教科担当教員の判断により危険でない作業に限り認める場合あり。)
- ・実習用の帽子は前髪を帽子の中に入れて、正しく着用する。
- ・車両乗車時、車両室内整備時、実習場外は脱帽する。
(帽子を脱いだ場合は、右後ろのポケットにたたんで入れる)
- ・安全靴は正しく履く。
- ・実習服を汚すので、床に尻をつけない。

【通学時の服装】

- ・登下校は私服とする。（私服であっても袖のない上着等は着用しない、実習服は着用不可、実習服の上にジャンパーを羽織るのも不可）
- ・履物は靴とする。（明確に靴と認識できるもののみとする）

【頭髪、ひげ、爪など】

- ・前髪は目にかからないようにする。
- ・自然な姿勢をとったとき、髪の後ろが襟（えり）に半分以上かぶさらないこと。
- ・側部は耳の上部 1/2 を限度とする。
- ・もみあげの長さは耳タブまでとする。
- ・染色、変色、脱色、パーマは禁止。
- ・奇抜な髪型は禁止。（教員の判断による）
- ・ひげを剃り、爪は切って清潔にしておく。

報・連・相

校内での報告、連絡、相談は必要に応じて欠かさず行うこと。特に以下の項目は必ず担任、担当教員に報告、連絡、相談する。

- ・授業中に気分が悪くなったり怪我をしたりしたときは、速やかに担当教員に連絡し、指示を受ける。
- ・本校の諸施設・設備等に故障や破損または異常を発見したり、機器、備品を紛失したりした場合は、ただちに教職員に報告しその指示に従う。
- ・校内、校外に関わらず何らかの事故に遭った時には、速やかに学級担任に連絡する。
- ・アルバイトを行う場合は、学級担任に届け出る。（アルバイトは学業との両立が前提）

連絡・掲示

学校から学生への連絡・案内・照会等は、掲示（ハンドブックを含む）にて行う。

- ・掲示によって告示された内容は、すべて学生に周知されたものとする。
- ・掲示を確認しなかったために不利益を被ることもある。自分の責任において、必ず掲示板を見る習慣を付けておく。

健康管理

健康で充実した学校生活を送るために健康管理には十分注意する。特に食事、睡眠、適度な運動は生活の基本。3食バランス良く食べ、十分な睡眠をとり、適度な運動を心がける。

積極的な参加

- ・学校主催の学内外の諸行事は学習の一環であり、学生は積極的に参加する。
- ・学生生活（授業）以外でも積極的に社会とのつながりを持ち社会性を磨く。
例）クラブ活動・ボランティア・催し物（フェスティバル）・資格取得など
※校外で学校名・メーカー名を使用してはならない。

届出

必要に応じて以下の届出を学校に対して行う。

- ・本校の“学則”及び“学NAV I”に定められている届出が必要なときは、所定の様式をもって事前に届け出る。
- ・各種証明書が必要な時は、事務局窓口にある所定の申請用紙に記入し、券売機にて券を購入・貼り付けて申し込む。
（事務受付は8：30～16：40）
- ・補習等を受けたい場合は、各種用紙入れにある所定の用紙に記入し、券売機にて券を購入・貼り付けて申し込む。
- ・自転車通学及びバイク通学を希望する学生は、届け出る。（所定のステッカーを指定された場所に貼ること。）

盗難防止

校内では、公共の場所と同じように「貴重品は常に身につけておく」「所持品から目を離さない」など、自身の所持品は責任を持って自己管理する。

- ・個人ロッカーは必ず施錠し、私物は自分自身で確実に管理する。
(ロッカーの外に財布などを置かない)
- ・ロッカーキーを忘れた場合は、必ず学級担任に申し出て予備キーを貸し出してもらう。
- ・ロッカーキーを無くした場合は、勝手に作らず、学級担任へ届け出てスペアキーを作る。
- ・自転車は必ず鍵をかけ、所定の駐輪場へ置く。
- ・盗難の現場を発見又は盗難に遭った場合は、そのことを直ちに教職員に通報する。

災害・火災予防

災害、火災は少しの油断と判断ミスで起こり、自分のみならず、他の学生や教職員を巻き込む恐れがある。常日頃からルールは厳守し、災害、火災の防止に努める。

- ・実習作業、および車両の取り扱いは、教員の開始の指示を受けてから行う。
- ・教材車両に必要なない時は乗り込まない。
- ・授業中は自分の安全を守るために、帽子、安全靴、実習服、保護具等指定されたものを正しく着用する。
(実習場内は常時着帽のこと)
- ・実習場内は走らない。
- ・共同作業は必ず声を掛け合い、お互いの安全を確認しながら進める。
- ・実習車両の運転は禁止とする。
- ・災害・火災防止のため、教室、実習場は常に清潔に保ち、整理、整頓、清掃を心がける。
- ・授業時間内は、許可なく実習場に立ち入らない。
- ・万一の場合に備えて、非常口、救命用具、警報器、消火器、消火栓のある場所を確認しておく。
- ・火災が発生した場合は、教職員の指示に従い速やかに安全な場所へ避難する。

交通マナー

通学時の自転車の無謀運転や交通法規違反などは地域社会に多大な迷惑を及ぼすばかりではなく、事故になった場合は加害者、被害者の別なく不幸を被るため、通学時には十分注意する。

- ・通学時は他の通行者（歩行者、バイク、クルマ）の進路の妨げにならないように注意する。
- ・自転車の運転は、携帯電話の使用、ヘッドホン・イヤホンの使用はせず、交通ルール・マナーを遵守する。
(自転車通学は、許可制とする)
- ・雨天時、自転車の傘さし運転は禁止。レインコートなどを着用する。
- ・バイク通学は、許可制で別途ルールを定める。当校で定める車両規定に沿って車両検査を行い許可の可否を決める。違法改造でなくても通学車両にふさわしくないと判断したときは許可しない。

インターネットの利用について

【1】Face book やツイッター、mixi、L I N E 等、社会的ネットワークを構築するサービスを利用する場合、以下に注意しなくてはならない。

1. 投稿内容は瞬時に広がる
2. 削除しても残り続ける
3. 匿名であっても発信元が特定できる
4. 情報は正しいものばかりではない

【2】法令遵守、モラル及びマナーの観点から、以下を守らない場合は、懲戒処分の対象となる。また以下に対する違反情報を入手または発見した場合は、速やかに教職員に報告・相談をすること。

1. 学生、教職員などの第三者の実名、写真をはじめとする個人情報、プライバシーに関わる内容を、本人の同意無しに投稿してはならない。
2. 事実に基づいたものであっても、第三者を困らせるだけのもの、対象となる個人や団体等の社会的評価を貶める名誉棄損、誹謗・中傷に当る発信をしてはならない。
3. 映像、音声、音楽など著作権や知的財産の侵害となる投稿をしてはならない。
4. 許可無く、日産校のロゴ、名称や商標の含まれる映像、写真を使用してはならない。
5. 日産資格試験、履修試験関連情報、日産の新技术、新型車情報等、機密事項を投稿してはならない。
6. 個人的意見・行動を日産校全体の意見・行動ととられかねない表現、ヤラセ、サクラ行為、過度の賞賛等、世間へ日産校に対する誤解を与える発信をしてはならない。
7. 上記の他、社会的規範への違反や反社会的投稿も行ってはならない。

学校（学生）生活での禁止事項

以下の内容は学校（学生）生活で禁止されていることです。違反した場合は、懲戒処分（停学・退学等）になることがあります。

- ・他の学生の迷惑となる行為。
- ・教職員及び学生への暴力行為。
- ・授業及び試験中の携帯電話の使用。
- ・学校敷地内及びその周辺、通学途中の喫煙場所以外での喫煙及び飲酒。
- ・道路交通法及び道路運送車両法の違反行為。（飲酒運転、違法改造などは厳禁）
- ・学校物品の無許可持ち出し。
- ・本校の諸施設、設備等の破損。（故意または不注意により損害を与えた場合はその全部または一部を弁償する）
- ・学校で許可された場所以外への立ち入り。
- ・刃物等危険物の携行。
- ・火気または危険物（ガソリン、軽油、アセチレンガス、シンナー等）の乱雑な取り扱い。
- ・スクーター、オートバイ、自動車の休日・登校日に関らず学校や寮の付近への乗り入れ。
但し、許可を受けたスクーター、オートバイの通学は除く。
- ・学生による実習場の私的利用。
- ・その他、二十歳未満の飲酒及び喫煙、未成年者と知りながら飲酒及び喫煙を勧めるなど法律に違反する行為。
- ・「学則」「学NAV I」の記載事項に従わない行為。
- ・青少年健全育成条例に違反する行為 ※青少年とは、18歳未満の者
（例） 青少年を午後11時～午前4時までの間につれまわす行為
青少年に対する淫行、わいせつ行為 など